次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(第5回)

令和5年3月31日 株式会社 ナルミヤ

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行う ため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和5年4月1日~令和8年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標1:所定外労働を削減するため、引き続きノー残業デーを月2日間設定し、 着実に実施する。(第2、第4の水曜日)

〈対策〉

- ・ノー残業デーの日の残業時間データを業務報告会(資料)にて周知
- ・所定労働時間の状況を四半期ごとに管理職へ業務報告会(資料)にて周知

目標2 : 令和 8 年 3 月までに、社員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり

平均年間 12 日以上とする。

(現状: 社員は9.4日(見込)、パートは99%取得(見込))

〈対策〉

- 一斉有給日の設定(年間5日)
- ・社員の年次有給取得率を四半期ごとに業務報告会(資料)にて周知